

社団法人日本エルピーガス供給機器工業会

常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社団法人日本エルピーガス供給機器工業会（以下「本会」という。）の定款第19条ただし書の規程に基づく常勤する役員の報酬（以下「役員報酬」という。）の支給に関する事項について定めるものとする。

(改定手続)

第2条 本規程の改定は、理事会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

(運用)

第3条 役員報酬の支給に関する事項であって本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、会長が副会長との協議を経てこれを定めるものとする。

(常勤役員)

第4条 本規程は、常勤役員であって、理事会において役員報酬を支給することにつき承認された者にこれを適用するものとする。

2 常勤役員であって本会の定款第45条に基づく事務局長又は職員を兼ねる者については、理事会の議決を経て本規程又は別に定める職員給与規程（J L I A規程－14）のいずれかを適用するものとする。

(役員報酬の種類)

第5条 役員報酬の種類は、定額報酬及び特別報酬に区分するものとする。

2 定額報酬とは、年度ごとに年額又は月額をもって定められた役員報酬をいうものとする。

3 特別報酬とは、当該役員の特別の業績又は臨時の業務等に対して、理事会の議決を経て支給する役員報酬をいうものとする。

(役員報酬の額)

第6条 役員報酬のそれぞれの額は、次に掲げる事項を基準として、理事会承認を経て会長がこれを定めるものとする。

- 一 当該役員の業務内容及び責任の度合
- 二 当該役員の経歴及び本会への貢献の度合
- 三 本会の財務の状況
- 四 会員企業及び関係団体等の役員報酬との均衡

(支給の方法)

第7条 役員報酬は、原則として通貨により本人に直接支払うものとする。

2 年額をもって定めた定額報酬については、当該年度内において一括又は分割して支払うものとする。

3 月額をもって定めた定額報酬又は、年額をもって定めた定額報酬を月割で支払うときの支払日は、職員給与規程（J L I A 規 程 - 1 4）に準ずるものとする。

4 特別報酬の支給の方法については、その都度、理事会の定めるところによるものとする。

（手当の不支給）

第 8 条 役員報酬を支給する者に対しては、職員給与規程（J L I A 規 程 - 1 4）第 4 章に定める諸手当を支給しないものとする。

（勘定科目）

第 9 条 本会の収支予算書及び収支計算書における役員報酬の勘定科目は、それぞれの一般会計の支出の部の管理費のうち人件費に、これを計上するものとする。

付 則

1. 本規程は、昭和 5 7 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本規程の改定条項は、昭和 6 3 年 3 月 1 8 日より施行する。